

平成29年2月1日

第3次四街道市男女共同参画推進計画の平成27年度事業評価に対する意見

四街道市男女共同参画審議会

第3次四街道市男女共同参画推進計画（以下「第3次計画」という。）の平成27年度事業評価に対し、本審議会より下記のとおり意見を提出します。

なお、意見については事業に取り組む際、十分に尊重し、その内容を検討・精査されるよう要望します。

今後、この意見の趣旨を踏まえた事業の展開がなされ、計画の更なる推進に寄与することを大いに期待するものです。

記

1 総括意見

第3次計画については、平成27年度で2年目を迎え、その推進に当たっては、計画初年度の実績や評価、それらにより明らかとなった課題点等を踏まえつつ、PDCAサイクルに基づく更なる取り組みの充実が求められる。

こうした認識の下、平成27年度における市の実施状況については、前年度の実施結果や効果等を適切に精査、検証し、その内容を踏まえた改善が図れたことにより、これまで恒常的に成果が得られなかった分野において実績、評価が向上したのが見られた。また、計画全体においても、取り組みレベルでは、評価結果が向上したものが昨年度と比べて増加するなど、成果の底上げがなされており、これが各施策レベル、各課題レベルの評価に反映されている。

これらを総合的に勘案し、第3次計画に掲げる「めざす社会のすがた“性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会”」の実現に向け、一定程度の推進が図れたものと判定した市の評価は、おおむね適切であると認められる。

一方で、事業所や地域団体等における男女共同参画の促進など、特に市単独での取り組みだけでは成果を得ること、成果を量ることが難しい分野については、依然として十分な成果が認められず、その取り組みに課題が残されている。これらの分野については、これまでの実施状況や解消すべき諸課題等を踏まえつつ、また、各取り組みの性質等に配慮しながら、その実施手法を含め、様々な創意工夫と積極的なアプローチが必要であり、今後、成果の向上につながる新たな試みに期待するものである。

2 主要意見

(1) 男女平等を推進する教育・学習の充実について

男女平等の視点に立った教育や学習の推進に当たっては、指導内容の配慮はもとより、これらに携わる者の資質向上が必要不可欠であることから、教職員等を対象とした男女共同参画に関する研修の充実や適切な情報提供等を通して、その意識啓発を更に推進されたい。

(2) 事業所等における男女共同参画の促進について

事業所等における男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みは、事業所等の活力や競争力を高め、業績向上にも好影響をもたらすものであることから、そのようなメリットを経営の視点から捉え、重要な経営戦略の一つとして浸透するよう、事業所に対するPRや情報提供等を強化されたい。

(3) 妊娠、出産、子育て期の母子の支援について

妊娠、出産、子育て期の母子の支援については、これら各ステージに応じた母子保健体制を充実させることで、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進されたい。なお、全戸訪問事業については、その実施率が100%に近づくよう、必要な情報提供や事業周知を継続するとともに、円滑な事業実施に十分な訪問看護師等のスキルアップや人員確保に努められたい。

(4) DV等の暴力の防止や被害者支援について

DVや各種ハラスメント等の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、これらの対応に当たっては、被害の潜在化の防止や問題の早期解決が求められることから、被害者支援の前提となる相談業務の重要性を十分に認識した上で、相談窓口の周知徹底を図りつつ、個人のプライバシーに配慮した相談しやすい体制づくりを推進されたい。

(5) 市女性職員の管理職への登用の推進について

市における女性管理職の育成、登用については、女性の参画を象徴的に表すものとして、男女共同参画を推進する上で特に重要な取り組みの一つであり、数値目標が達成できたことは、市の体制強化の観点からも評価すべきものとする。今後とも、この成果が持続するよう、中長期的な対応を視野に入れ、女性職員の能力開発や職域の拡大、また、職員のキャリア意識の醸成を図ることで、将来、指導的地位を担うことが期待される人材の育成を推進されたい。

(6) 分かりやすい資料の作成、公表について

公表資料の作成に当たっては、市民や事業者、団体関係者等にとって、その内容や趣旨が分かりやすく、理解しやすいものとなるよう、適切な表現や表記の採用、説明等に配慮するとともに、掲載データ等の更なる充実を努められたい。